

「東大和市手話言語条例（案）の骨子について」
に対するパブリックコメントの結果について

東大和市における手話の理解の促進及び普及に関する基本理念、市の責務並びに市民等の役割を明らかにし、施策の推進を図ることにより、手話を必要とする方の基本的人権を尊重し、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的とした「東大和市手話言語条例（案）の骨子」について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 提出した市民等の数及び提出された意見の数
2人 4件
- 2 意見の提出期間
令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで
- 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方
別紙のとおり

提出者	意見 番号	意見	市の考え方
1	1	<p>① 9月25日調布市にて手話言語条例が制定されました。</p> <p>調布市には(財政上の措置)第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>とあります。</p> <p>上記の条文は東大和市においてもとても大切な事柄だと思うので是非付け加えていただきたいと思います。</p>	<p>この条例は、市としての基本理念や施策の方向性などを示す理念条例として制定します。</p> <p>このため、条例の定める施策には、各種の事業が幅広く含まれることとなりますが、その中には財政上の措置を要する事業も含まれるものと考えております。</p>

提出者	意見 番号	意見	市の考え方
	2	① 情報発信について、 市政や防災の情報発信について、もう少しふれたほうがいいのではないか。	<p>いただいたご意見は、手話を必要とする者に情報が行き渡り、安心して暮らせるようにすることを意識したものと思われます。この条例では、基本理念を定める第3条において、手話を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを定めており、市の責務を定める第4条においては、基本理念にのっとり施策を推進する旨を定めております。</p> <p>このため、第7条に基づく施策や第8条に基づく対応については、基本理念を踏まえて実施していく必要があると考えております。</p>
2	3	②手話通訳者について、 通訳者のほか、市役所職員、関係施設職員など、手話に携わる人たちの技術向上資質向上についてもふれたほうがいいのではないか。	<p>この条例の第7条に基づく施策としては、手話の周知、啓発及び普及の促進に関する施策及び手話を学ぶ機会の確保に関する施策を定めております。</p> <p>これらの施策には、手話に携わる方々の技術の向上に資する事業も含んでおります。</p>
	4	③手話を必要とする子どもたちについて、 手話を必要とする子どもたちの将来を明るくするために学習環境の整備や相談支援の充実についてもふれたほうがいいのではないか。	<p>この条例では、基本理念を定める第3条において、手話を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを定めており、市の責務を定める第4条においては、基本理念にのっとり施策を推進する旨を定めております。</p> <p>このため、第7条に基づく施策や第8条に基づく対応については、手話を必要とする子どもたちが安心して暮らし、手話を学ぶ機会が提供されるように配慮して、実施する必要があると考えております。</p>